

京都市告示第 261 号

京都市歴史資料館条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和 2 年 8 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する日

令和 2 年 8 月 14 日（金）午後 5 時から午後 8 時まで

（歴史資料館）